

開発許可申請等手数料について

平成27年4月1日

1. 開発行為許可申請手数料(都市計画法第29条第1項)

開発区域の 面積(ha)	予定建築物が自己の居住 の用に供されるもの (自己居住用)	予定建築物等が自己の業務 の用に供されるもの (自己業務用)	その他 (非自己用)
0.1未満	9,100円	14,000円	91,000円
0.1以上 0.3未満	23,000円	32,000円	140,000円
0.3以上 0.6未満	45,000円	68,000円	200,000円
0.6以上 1.0未満	89,000円	125,000円	280,000円
1.0以上 3.0未満	135,000円	210,000円	420,000円
3.0以上 6.0未満	180,000円	280,000円	550,000円
6.0以上10.0未満	230,000円	360,000円	710,000円
10.0以上	320,000円	510,000円	930,000円

2. 開発行為変更許可申請手数料(法第35条の2第1項)

変更理由	手 数 料	
(1)設計変更	上開発区域の面積に応じ上記表に規定する額の1/10	(1)、(2)、(3)の額の 合算額(ただし 930,000円を超えない 範囲とする。)
(2)新たな土地開 発区域への編入 による変更	新たに編入される面積に応じ上記表に規定する額	
(3)その他の変更	10,500円	

3. 市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料(法第41条第2項)

48,000円

4. 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料(法第42条第1項)

27,000円

5. 開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料 (法第43条第1項)

敷地の面積 (ha)	手数料
0.1未満	7,100円
0.1以上 0.3未満	19,000円
0.3以上 0.6未満	42,000円
0.6以上 1.0未満	74,000円
1.0以上	107,000円

6. 開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料(法第45条)

承認申請の種類	自己居住用、 自己業務用 (1.0ha未満)	自己業務用 (1.0ha以上)	非自己用
手数料	1,800円	2,900円	18,000円

7. 開発登録簿の写しの交付手数料(法第47条第5項)

用紙1枚につき 520円

8. 開発行為又は建築等に関する証明書の交付手数料(都市計画法施行規則第60条)

6,400円